

食の安全・安心確保に向けた施策の実行計画

## 令和元年度 埼玉県食の安全・安心アクションプラン



埼玉県マスコット  
「コバトン＆さいたまっち」

令和元年6月

彩の国  埼玉県

# 目 次

---

I 策定の趣旨	1
II 3つの施策の柱	2
III 施策の体系	3
IV 施策の方向	
1 安全な食品の生産・供給の促進	6
2 生産から消費にわたる監視・指導の徹底	9
3 県民参画による相互理解と信頼関係の構築	12
V 食の安全・安心確保に向けた推進体制の整備	15
VI 危機管理体制の整備	16
◇ 参考資料	
用語解説	18
食の安全・安心に関する相談等窓口	23



## I 策定の趣旨

食中毒、残留農薬、不適正表示、異物混入等の事件が発生していることを背景として、食の安全に対する県民の関心は、依然として高い状況にあります。

県では、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下で、県、事業者、消費者がそれぞれの責務・役割を果たして、食の安全・安心の確保を図ることを目的に、平成16年9月に「埼玉県食の安全・安心条例※」を施行しました。

この条例では、県は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な施策を明らかにした基本方針を定めることが規定されており、平成19年4月に新たに「埼玉県食の安全・安心の確保に関する基本方針」を施行しました。

「埼玉県食の安全・安心アクションプラン」は、この基本方針に基づく施策を実行していくために、「食の安全・安心確保に向けた施策の実行計画」として年度ごとに策定するものです。

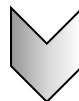
このたび、「令和元年度 埼玉県食の安全・安心アクションプラン」を取りまとめました。県では、このプランにそって、引き続き関係自治体並びに食品関係団体及び消費者団体などの関係団体等との協働・連携を図りつつ、食の安全・安心の確保に努めてまいります。

埼玉県食の安全・安心条例（平成16年9月施行）



（基本方針）

埼玉県食の安全・安心の確保に関する基本方針（平成19年4月施行）



埼玉県食の安全・安心アクションプラン（年度ごとに策定）

※印の付いている用語は、P.18以降に解説があります。

## II 3つの施策の柱

基本方針に基づき、次の3つを基本的な施策の柱として、取り組みます。

### 1 安全な食品の生産・供給の促進



S-GAP ガイドブック  
(埼玉県農業生産安全確認運動)

【左から穀物編、野菜編、果樹編、茶編】

彩の国畜産物  
生産ガイドライン



### 2 生産から消費にわたる監視・指導の徹底

卸売市場での監視・指導



農場から食卓まで



農産物の残留農薬分析

### 3 県民参画による相互理解と信頼関係の構築



食の安全体験教室

### III 施策の体系

#### 1 安全な食品の生産・供給の促進

施策数：13  
数値目標数：29

##### (1) 生産段階における指導等の充実強化

###### ア. 農薬・動物用医薬品等の適正使用の徹底

p.6

- ・農薬の適正使用の徹底及び農薬危害防止の推進
- ・動物用医薬品の適正使用等に関する調査
- ・水産用医薬品の適正使用の指導と養殖魚に対する医薬品残留検査
- ・原子力発電所事故に伴う放射性物質の農産物等への影響調査

###### イ. 自主衛生管理の支援

p.7

- ・S-GAPの策定と推進
- ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理の推進
- ・家畜伝染病の防疫の徹底及び家畜の生産段階における健康状態の確認

##### (2) 食品産業との連携と地産地消の推進

p.7

- ・ふるさと認証食品の制度普及

##### (3) 食品の安全に関する研究等の推進

p.7

- ・農産物の安全性確保に関する技術開発の推進
- ・Campylobacter（カンピロバクター）属菌の検出法（新）

##### (4) 地域の環境保全と食品循環資源利用の推進

###### ア. 地域の環境保全

p.8

- ・大気環境中の有害化学物質対策の推進
- ・河川・土壤中の有害化学物質対策の推進

###### イ. 再生可能な有機物資源の利活用

p.8

- ・良質堆肥の生産とその利用促進

## 2 生産から消費にわたる監視・指導の徹底

施策数：19  
数値目標数：31

### (1) 食品の安全のための自主管理体制の向上

p.9

- HACCPに基づく衛生管理の取組支援
- 食品衛生推進員の活動
- 学校給食食中毒事故等の防止対策

### (2) 製造段階における監視・指導の充実強化

p.9-10

- 食品監視の充実・強化
- 他の都道府県等との相互の連携
- BSEに係る飼料規制の徹底
- 死亡牛BSE検査

### (3) 流通段階における監視・指導の充実強化

p.10-11

- 食物アレルギー対策の推進
- いわゆる健康食品安全対策の推進
- 遺伝子組換え食品の安全性確保の推進
- 残留農薬・動物用医薬品の検査
- 県内産農産物スクリーニング検査の実施

### (4) 輸入食品に対する監視・指導の充実強化

p.11

- 輸入食品の取扱施設に対する監視・指導及び輸入食品検査の充実・強化

### (5) 食品表示の適正化の推進

p.11-12

- 食品表示調査員による調査
- DNA鑑定による表示の確認
- 「食品表示なんでもダイヤル」等食品表示に関する相談窓口の設置
- 情報提供、通報等による立入調査等
- 食品の栄養表示等の指導強化

### (6) 試験検査体制の強化等

p.12

- 食品衛生検査施設等における業務管理（食品GLP）の充実

### 3 県民参画による相互理解と信頼関係の構築

施策数：11  
数値目標数：12

#### (1) 県民の意見の施策への反映等

p.12

- ・食の安全推進委員会の開催（新）
- ・食品衛生監視指導計画の策定

#### (2) リスクコミュニケーションの促進

p.12-13

- ・タウンミーティングの開催
- ・食の安全を説明できる人材の育成

#### (3) 正しくわかりやすい情報・知りたい情報の提供

##### ア. 情報の収集と提供

p.13

- ・食の安全・安心に関する情報提供
- ・参加型学習会の開催（一部新）

##### イ. 消費生活における食の安全確保のための消費者学習の支援等

p.14

- ・消費生活の安心確保のための消費者教育の推進

#### (4) バランスのとれた食生活・食の安全に係る食育の推進

p.14

- ・食の安全・安心学習の推進
- ・学校給食への地場産農産物利用を通じた食育の推進

#### (5) 健康で豊かな食文化の推進

p.14

- ・県産農産物等の情報提供の推進
- ・県民、企業、団体等の自発的な食育活動の推進

#### ●各施策の柱における施策数と数値目標数

施策の柱	施策数	数値目標数 (No.)
1 安全な食品の生産・供給の促進	13	29 (No. 1~29)
2 生産から消費にわたる監視・指導の徹底	19	31 (No.30~60)
3 県民参画による相互理解と信頼関係の構築	11	12 (No.61~72)
計	43	72

## IV 施策の方向

※印の付いている用語は、p.18以降に解説があります。

### 1 安全な食品の生産・供給の促進

#### (1) 生産段階における指導等の充実強化

##### ア 農薬・動物用医薬品等の適正使用の徹底

- 農薬の適正使用の徹底及び農薬危害防止の推進 【農産物安全課・薬務課】

農薬の適正使用の確保、適切な管理及び販売の推進を図るため、調査や啓発活動等を行います。

また農薬危害防止に向けて啓発用ポスターを関係機関に掲示するとともに、農薬販売業者に対して農薬の保管についての実地調査及び実地指導を行います。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
1 農薬残留調査	20件	54件 (50件)	194件
2 農薬販売店立入検査	400店	510店 (500店)	507店
3 ゴルフ場農薬使用状況調査	20ゴルフ場	20ゴルフ場 (20ゴルフ場)	19ゴルフ場
4 農薬安全・適正使用パンフレット作成	110,000部	169,000部 (110,000部)	166,000部
5 農薬適正使用アドバイザー等認定研修の実施	3回	4回 (3回)	4回
6 農薬危害防止啓発ポスター作成配布	1,000枚	1,065枚 (1,000枚)	1,065枚
7 農薬危害防止リーフレットの作成配布	500枚	1,000枚 (500枚)	1,000枚
8 農薬危害防止用啓発物品の配布	900個	1,400個 (900個)	1,000個

- 動物用医薬品の適正使用等に関する調査

【畜産安全課】

動物用医薬品製造業者、販売業者、獣医師、使用者(農家)に対し適正に使用するよう指導を行います。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
9 要指示医薬品流通調査	販売業者5件 農家260件	販売業者6件 農家265件	販売業者5件 農家268件

- 水産用医薬品の適正使用の指導と養殖魚に対する医薬品残留検査 【生産振興課】

ホンモロコ、ナマズ、ヤマメなど食用魚生産者に対し、現地で医薬品の適正使用指導を行います。残留検査は、食用魚の出荷時期である冬季・毎年12月～2月にサンプリングを行います。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
10 水産用医薬品の適正使用現地指導	25日	25日 (25日)	25日
11 水産用医薬品の残留検査	21検体	24検体 (24検体)	24検体

- 原子力発電所事故に伴う放射性物質の農産物等への影響調査

【農産物安全課・畜産安全課・生産振興課・森づくり課】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、県産農産物等の安全性を確認するため、放射性物質の影響を調査します。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
12 調査頻度	農産物等について128検体	33回 (農畜産物について週1回程度)	農畜産物について週1回程度

## イ 自主衛生管理の支援

### ・ S-GAP<sup>※</sup>の策定と推進

【農産物安全課】

各地域にS-GAP農場評価員を養成し、基準を満たした農場を「S-GAP実践農場」として評価します。

	元年度目標	30年度実績(目標)		29年度実績
13 S-GAP実践農場数	1,200経営体	454経営体	(800経営体)	326経営体

### ・ ハサップ<sup>※</sup>方式の考え方を取り入れた生産管理の推進

【畜産安全課】

ハサップ方式の考え方を取り入れ、衛生的に管理する手順を示した「彩の国畜産物生産ガイドライン」に基づき、衛生管理が優良な農場を「埼玉県優良生産管理農場」として認証します。

	元年度目標	30年度実績(目標)		29年度実績
14 埼玉県優良生産管理農場の認証数	136農場	133農場	(134農場)	127農場

### ・ 家畜伝染病の防疫の徹底及び家畜の生産段階における健康状態の確認

【畜産安全課】

家畜伝染病の発生を防止するために、畜産農家に対し飼養管理について定めた「飼養衛生管理基準」にのっとり立入指導を行うとともに、検体を採取し検査を行います。

	元年度目標	30年度実績(目標)		29年度実績
15 鳥インフルエンザ <sup>※</sup> 抗体検査の実施	対象全農場	対象全農場	(対象全農場)	対象全農場

## (2) 食品産業との連携と地産地消<sup>※</sup>の推進

### ・ ふるさと認証食品の制度普及

【農業ビジネス支援課】

県産農産物を主原料とした「埼玉県ふるさと認証食品」及び特定の品種や生産方式で生産された県産農産物を100%主原料とした「埼玉県ふるさと認証食品プレミアム」の認証を拡大し、安全で安心な農産物の供給を推進します。

	元年度目標	30年度実績(目標)		29年度実績
16 ふるさと認証食品数	580製品	542製品	(580製品)	514製品

## (3) 食品の安全に関する研究等の推進

### ・ 農産物の安全性確保に関する技術開発の推進

【農産物安全課】

農業技術研究センターにおいて、下記4課題の試験研究を予定しています。

- ①鉄資材を活用したコメ中ヒ素濃度低減技術の確立
- ②土壤及び農産物における放射性物質の実態把握及び安全性確保要因の解明
- ③キュウリ台木の農薬吸収特性の把握
- ④水管理によるコメ中ヒ素低減技術の実用化

	元年度目標	30年度実績(目標)		29年度実績
17 化学物質による農産物への影響回避技術の開発	4課題	4課題	(4課題)	4課題

### ・ Campylobacter(カンピロバクター)属菌<sup>※</sup>の検査法の検討(新)

【衛生研究所】

効率的なCampylobacter(カンピロバクター)属菌の分離同定方法を検討します。

	元年度目標	30年度実績(目標)		29年度実績
18 Campylobacter(カンピロバクター)属菌の検出法(新)	検査法の確立	—	—	—

- ・ **食品からの溶血性レンサ球菌の効率的な分離に関する検討(終了)** 【衛生研究所】  
溶血性レンサ球菌の食品からの分離方法について、複数の増菌培養及び分離平板培地の比較を行い、効率的に分離できる培地を特定しました。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
溶血性レンサ球菌の検出法(終了)	—	検討実施 (検出法の確立)	—

- ・ **食品中におけるヒスタミン產生菌のヒスタミン產生能力の評価(終了)** 【衛生研究所】  
ヒスタミン產生菌を緩衝液及び食品に添加し、保存温度ごとの產生量を比較・評価したところ、5°Cでの保存は10°Cよりも產生を強く抑制し、3日間保存後も食中毒発症量に及ばない傾向が認められました。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
ヒスタミン產生菌の產生条件の検討(終了)	—	ヒスタミン產生能力の把握 (ヒスタミン產生能力の把握)	—

## (4) 地域の環境保全と食品循環資源利用の推進

### ア 地域の環境保全

- ・ **大気環境中の有害化学物質対策の推進**

【大気環境課】

有害な化学物質に対する排出規制や事業者による自主的な化学物質の適正管理の促進など、環境への排出を抑制する対策を総合的に進めるとともに、環境中における化学物質の実態把握を行います。

また、これらの情報を積極的に提供し、化学物質の管理やリスクなどに関する情報の共有と環境コミュニケーション※を推進することにより環境リスクの低減を図ります。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
19 (常時監視(ダイオキシン類対策特別措置法)) 大気	15地点	15地点 (15地点)	16地点
20 (規制指導(ダイオキシン類対策特別措置法)) 排出ガス検査	15検体	27検体 (21検体)	22検体
21 化学物質環境モニタリング調査	1地域	1地域 (1地域)	1地域
22 環境コミュニケーション事業	30事例	44事例 (30事例)	45事例
23 化学物質対策セミナーの開催	1回	1回 (1回)	1回

- ・ **河川・土壌中の有害化学物質対策の推進**

【水環境課】

有害な化学物質(ダイオキシン類)の環境中の実態を把握するとともに、対象施設を有する事業者を指導することにより、有害な化学物質の環境への排出を抑制します。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
24 (常時監視(ダイオキシン類対策特別措置法)) 公共用水域(河川水質)	15地点	15地点 (15地点)	15地点
25 (常時監視(ダイオキシン類対策特別措置法)) 公共用水域(河川底質)	13地点	13地点 (13地点)	13地点
26 (常時監視(ダイオキシン類対策特別措置法)) 地下水	7地点	7地点 (7地点)	6地点
27 (常時監視(ダイオキシン類対策特別措置法)) 土壌	1地点	1地点 (1地点)	1地点
28 (規制指導(ダイオキシン類対策特別措置法)) 排出水等検査	5検体	7検体 (7検体)	5検体

### イ 再生可能な有機物資源の利活用

- ・ **良質堆肥の生産と生産された堆肥の利用促進**

【畜産安全課】

良質堆肥の生産支援を行うとともに、耕畜連携の推進によりたい肥の流通拡大を図ります。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
29 たい肥流通の拡大事例	たい肥成分分析10点	たい肥成分分析11点 (たい肥成分分析10点)	9点

## 2 生産から消費にわたる監視・指導の徹底

### (1) 食品の安全のための自主管理体制の向上を推進

#### ・ HACCP<sup>※</sup>に基づく衛生管理の取組支援

【食品安全課】

2020年のHACCP義務化に備え、食品営業者に対し、HACCPに基づく衛生管理の取組を積極的に支援します。

また、(一社)埼玉県食品衛生協会への委託事業等を通じて、簡易版HACCPである「彩の国ハサップガイドライン<sup>※</sup>」等を食品営業者に対して普及啓発・推進します。

	元年度目標	30年度実績(目標)		29年度実績
30	HACCP選択施設 <sup>※</sup> 数	延べ300施設	201施設 (延べ180施設)	128施設
31	小規模事業者施設のHACCP実践	4,000施設	1,200施設 (1,000施設)	—

#### ・ 食品衛生推進員の活動

【食品安全課】

食品衛生推進員<sup>※</sup>による巡回指導、従業員への衛生教育等を通じて、食品の安全に関する情報の普及啓発を図ります。

	元年度目標	30年度実績(目標)		29年度実績
32	食品衛生推進員による巡回指導等	12,000施設	14,460施設 (17,000施設)	16,073施設

#### ・ 学校給食食中毒事故等の防止対策

【保健体育課・財務課】

学校給食設備の改善、学校給食従事者の細菌検査、学校給食用食材の細菌等検査の実施、学校給食衛生管理講習会の開催などにより、食中毒を未然に防ぐとともに、学校給食従事者等の衛生管理への意識を高めていきます。

	元年度目標	30年度実績(目標)		29年度実績
33	(学校給食事故防止対策)	55校	55校 (55校)	55校
34	学校給食用食材の細菌等検査	220検体	220検体 (220検体)	220検体
35	(学校給食事故防止対策)	1回	1回 (1回)	1回
36	衛生管理講習会	300人	335人 (300人)	292人
37	(学校給食事故防止対策)	24回	24回 (24回)	24回
38	学校給食従事者の細菌検査	全従事者	全従事者 (全従事者)	全従事者
39	(学校給食事故防止対策) 給食設備の改善	25品目	35品目 (25品目)	55品目

### (2) 製造段階における監視・指導の充実強化

#### ・ 食品監視の充実・強化

【食品安全課】

食中毒等の食品に関する事故の発生状況や県民からの意見を反映して、食品衛生監視指導計画を策定し、危害度に応じた効率的な監視と食品等の検査を実施します。

また、ホームページ等で監視結果や食品等の検査結果について公表を行います。

	元年度目標	30年度実績(目標)		29年度実績
40	延べ監視施設数	40,000施設	45,231施設 (40,000施設)	56,374施設

#### ・ 他の都道府県との相互の連携

【食品安全課】

違反食品の発見や苦情食品の通報等に当たっては、関係する都道府県等と情報交換・情報提供や調査依頼を行うなど連携して対応します。

	元年度目標	30年度実績(目標)		29年度実績
41	他の都道府県等の違反発見通報処理	隨時	隨時 随时	248件

#### ・ BSE<sup>※</sup>に係る飼料規制の徹底

【畜産安全課】

BSE発生防止のため、肉骨粉等の飼料を牛へ給与することを禁止しており、この規制を遵守するよう、畜産養農家及び飼料販売店に対し立入指導を行います。

		元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
42	農家・飼料販売店への立入指導	100件	101件	(100件) 119件

・ **死亡牛BSE検査※**

【畜産安全課】

県内で死亡した96か月齢以上の全ての牛及び48か月齢以上の起立不能牛を検査し、BSEの実態を把握し、原因究明に努めます。

		元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
43	死亡牛BSE検査	対象牛全頭	対象牛全頭	対象牛全頭

### (3) 流通段階における監視・指導の充実強化

・ **食物アレルギー※対策の推進**

【食品安全課・衛生研究所】

県内で製造、加工、流通及び販売される食品の各段階で、アレルゲンを含む食品に関する適正表示の監視指導を行います。

また、原材料の確認や自主検査の実施、簡易検査キットを用いた工程管理の指導や収去検査を実施します。

		元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
44	監視施設数	3,300施設	3,266施設	(4,600施設) 5,594施設

・ **いわゆる健康食品安全対策の推進**

【薬務課・衛生研究所】

健康食品による県民への健康被害や不正表示による健康被害を未然に防止するため、市場に流通するいわゆる健康食品を買い上げ、含有が疑われる医薬品成分を検査及び表示検査を実施します。

また、健康食品取扱事業者等を対象に講習会を行うとともに、健康食品の表示等に関するパンフレットまたはリーフレットを作成します。

		元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
45	痩身用健康食品等の試買検査	80検体	80検体	(80検体) 80検体
46	県内業者指導講習会の開催	1回	1回	(1回) 1回
47	パンフレットまたはリーフレット作成	3,000部	2,000部	(4,000部) 未作成

・ **遺伝子組換え食品※の安全性確保の推進**

【食品安全課・衛生研究所】

県内で製造、加工、流通及び販売される食品の各段階で、遺伝子組換え食品を含む食品に関する適正表示の監視指導を実施します。

また、必要に応じて遺伝子組換え食品の検査を実施し、表示の適正化を図ります。

		元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
48	監視施設数	2,100施設	2,014施設	(2,100施設) 3,433施設

・ **残留農薬・動物用医薬品の検査**

【食品安全課・衛生研究所】

県内に流通する農畜水産物の農薬や動物用医薬品の残留検査を実施し、違反食品の排除に努めます。

		元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
49	検査検体数	390検体	504検体	(503検体) 543検体
50	検査項目数	37,800項目	52,431項目	(49,105項目) 55,212項目

・ **県内産農産物スクリーニング検査※の実施**

【食品安全課・衛生研究所・農産物安全課】

農産物直売所で販売される県内産農産物の安全性を確認するため、県独自の検査法により、残留農薬の検査を実施します。

検査結果を食品安全局で共有し、農薬の適正使用について、生産現場への具体的な助言を行います。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
51 検査検体数	180検体	200検体	(200検体)

#### (4) 輸入食品に対する監視・指導の充実強化

##### ・ 輸入食品の取扱施設に対する監視・指導及び輸入食品検査の充実・強化

【食品安全課・衛生研究所】

輸入食品の取扱い施設等に対する監視指導を強化するとともに、輸入食品の残留農薬、指定外添加物、遺伝子組換え食品等の検査の充実、強化を図り、違反食品、不良食品の排除に努めます。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
52 検査検体数	293検体	453検体	(440検体)
53 検査項目数	6,913項目	12,707項目	(11,322項目)

#### (5) 食品表示の適正化の推進

##### ・ 食品表示調査員による調査

【農産物安全課】

食品表示調査員を委嘱し、日常の購買行動等を通じて食品の品質表示の調査を行います。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
54 食品表示調査員委嘱数	100人	100人	(100人)
55 食品表示調査員による調査件数	2,000件	2,028件	(2,000件)

##### ・ DNA鑑定による表示の確認

【農産物安全課】

市販されている食品を買上げ、DNA鑑定を実施して、商品の品質表示が内容物を正しく表しているかどうか調査します。なお、表示に疑義があったときには、立入調査を実施し必要な指導を行います。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
56 調査実施検体数	27検体	33検体	(27検体)

##### ・ 「食品表示なんでもダイヤル」等食品表示に関する相談窓口の設置

【消費生活課・食品安全課・農産物安全課】

県民からの食品の表示に関する相談や通報窓口を農産物安全課及び各農林振興センターに設置しています。また、保健所、消費生活支援センターにおいても、食品表示に関する通報や相談等を受け付けています。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
57 相談件数	随時	665件	(随時)

##### ・ 情報提供、通報等による立入調査等

【消費生活課・食品安全課・農産物安全課】

食品表示調査員からの情報提供や食品表示なんでもダイヤル等の通報を受け、関係課所が連携して立入調査を実施し、不適正なものには是正指導や行政処分を行います。また、県に処分権限がない場合には国等へ通報し、適切な措置を求めます。

さらに、事業者の商品・サービスに係る虚偽、誇大広告等に対する監視・指導を行うとともに、適正な表示を行うよう普及啓発に努めます。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
58 情報提供、通報等による立入・指導回数	随時	154件	(随時)

・ 食品の栄養表示等の指導強化

【健康長寿課】

健康増進法食品表示に関する実施要綱に基づき、食品製造業者等を対象とした指導を実施しています。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
59 食品製造業者等に対する説明会等	300回	338回	(260回) 332回

## (6) 試験検査体制の強化等

・ 食品衛生検査施設等における業務管理(食品GLP)<sup>\*</sup>の充実

【食品安全課】

食品GLP対象施設(衛生研究所や保健所等)に対し、試験検査や試験品の採取等の実施状況を点検し、食品衛生検査の信頼性を確保します。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
60 内部点検	58回	58回	(60回) 60回

## 3 県民参画による相互理解と信頼関係の構築

### (1) 県民の意見の施策への反映等

・ 食の安全県民会議の開催(終了)

【食品安全課】

食の安全・安心確保に関する施策の総合的な推進を図るため「埼玉県食の安全県民会議」を、また、食品工場や農業生産現場などの安全確保の取組について、現場での意見交換会を開催しました。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
61 食の安全県民会議の開催	—	4回 (4回)	4回
62 現場意見交換会の開催	—	4回 (1回)	1回

・ 食の安全推進委員会の開催(新)

【食品安全課】

食の安全・安心確保に関する施策の総合的な推進を図るため「埼玉県食の安全推進委員会」を開催します。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
63 食の安全推進委員会の開催	2回	—	—

・ 食品衛生監視指導計画の策定

【食品安全課】

平成元年度の食品衛生監視指導計画の策定に当たっては、平成30年度に発生した食に関わる問題等を分析・評価し、広く県民の意見を求めます。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
64 県民からの意見聴取	1回	2回 (2回)	2回

### (2) リスクコミュニケーションの促進

・ タウンミーティングの開催

【食品安全課】

消費者、農業生産者を含む食品関係事業者及び行政が一堂に会して相互理解を深めるタウンミーティングを開催します。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
65 消費者、生産者等の交流会の開催	10回	12回 (10回)	10回

・ 食の安全を説明できる人材の育成

【食品安全課】

学校給食や保育現場などで食品安全に携わる職員等を対象に、子どもや保護者に対して、食の安全に関して、適切な説明を行うために必要な知識を深め、リスクコミュニケーションの技能を習得させることを目的とした研修会を開催します。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
64 リスクコミュニケーター研修会の開催	4回	4回	(4回) 4回

・ リスクコミュニケーションの拡大支援(項目64と統一)

【食品安全課】

市町村や県内団体が主催する研修会、講演会等へ専門家を派遣する等の支援を行い、研修会等の開催を推進しました。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
団体等へのリスクコミュニケーション展開支援	—	2回	(3回) 3回

### (3) 正しくわかりやすい情報・知りたい情報の提供

#### ア 情報の収集と提供

・ 食の安全・安心研修講座の開催(項目66事業へ移行)

【食品安全課】

県民が、生産から消費まで、食の安全性について総合的に理解を深めるための学習機会を提供しました。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
研修講座の開催	—	3回	(3回) 3回

・ コバトン食の安心通信員研修会の開催(終了)

【食品安全課】

食の安全・安心研修講座受講者等から、地域における食の安全・安心情報の発信をするコバトン食の安心通信員を募ります。また、コバトン食の安心通信員を対象に、食の安心や食の大切さを地域住民に伝える能力の向上を図るための研修を開催しました。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
コバトン食の安心通信員数	—	676人 (600人)	581人
研修会の開催	—	1回	(1回) 1回

・ 食の安全・安心に関する情報提供

【食品安全課】

多くの県民が食の安全についての理解を深めることを目的として、スーパーマーケットなどの民間事業者の協力を得て、食の安全・安心に関する情報を提供します。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
65 コバトン食の安心情報の発行	12回	12回 (12回)	12回

・ 参加型学習会の開催(一部新)

【食品安全課】

小中学生から子育て世代を対象に正しく分かりやすい食品安全について、体験や意見交換などを開催します。また、市町村や社会福祉協議会と連携し、子ども食堂や放課後児童クラブの調理担当者を対象とした衛生管理の基礎を学ぶ講習会を実施します。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
66 食の安心サロンの開催	25回	28回 (25回)	25回
67 食の安全基礎講習会の開催(新)	25回	—	—

## イ 消費生活における食の安全確保のための消費者学習の支援等

### ・ 消費生活の安心確保のための消費者教育の推進

【消費生活課】

食生活に関連した消費生活講座を開催するとともに、情報紙、ホームページ等で情報提供します。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
68 消費生活講座の開催	10回	10回	(4回)

## (4) バランスのとれた食生活・食の安全に係る食育※の推進

### ・ 若い世代への普及啓発の推進

【食品安全課】

学校と連携して、小学生から高校生を対象に、実験などを通じて食の安全に対する関心を高め、正しい知識を身につける「食の安全体験教室」を実施します。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
69 食の安全体験教室の開催	10回	13回	(10回)

### ・ 食の安全・安心学習の推進(終了)

【食品安全課】

県民の要請に応じて職員が各地に出向く県政出前講座を通じて、食の安全・安心をわかりやすく説明し、理解を促進しました。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
70 県政出前講座の開催	一	29回	(随時)

### ・ 学校給食への地場産農産物利用を通じた食育の推進(新) 【農業ビジネス支援課】

地産地消運動の一環として、学校給食への地場産農産物の利用を推進し、児童生徒の県農業、県産農産物に対する理解を促進します。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
70 市町村の学校給食に利用された地場農産物の延べ品目数	1,000品目	1,023品目	(1,000品目)

## (5) 健康で豊かな食文化の推進

### ・ 県産農産物等の情報提供の推進

【農業ビジネス支援課】

県ホームページ、埼玉農産物ポータルサイト等を活用して、安全・安心な県産農産物情報を発信します。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
71 県ホームページ、埼玉農産物ポータルサイト等を活用した情報発信	140回	183回	(140回)

### ・ 食品の栄養成分表示等の指導強化

【健康長寿課】

健康増進法及び食品表示法に基づく食品表示に関する実施要綱に基づき、食品製造業者等を対象とした指導を実施しています。

	元年度目標	30年度実績(目標)	29年度実績
72 各保健所における食育研修会の開催	7,400人	7,432人	(7,200人)

## V 食の安全・安心確保に向けた推進体制の整備

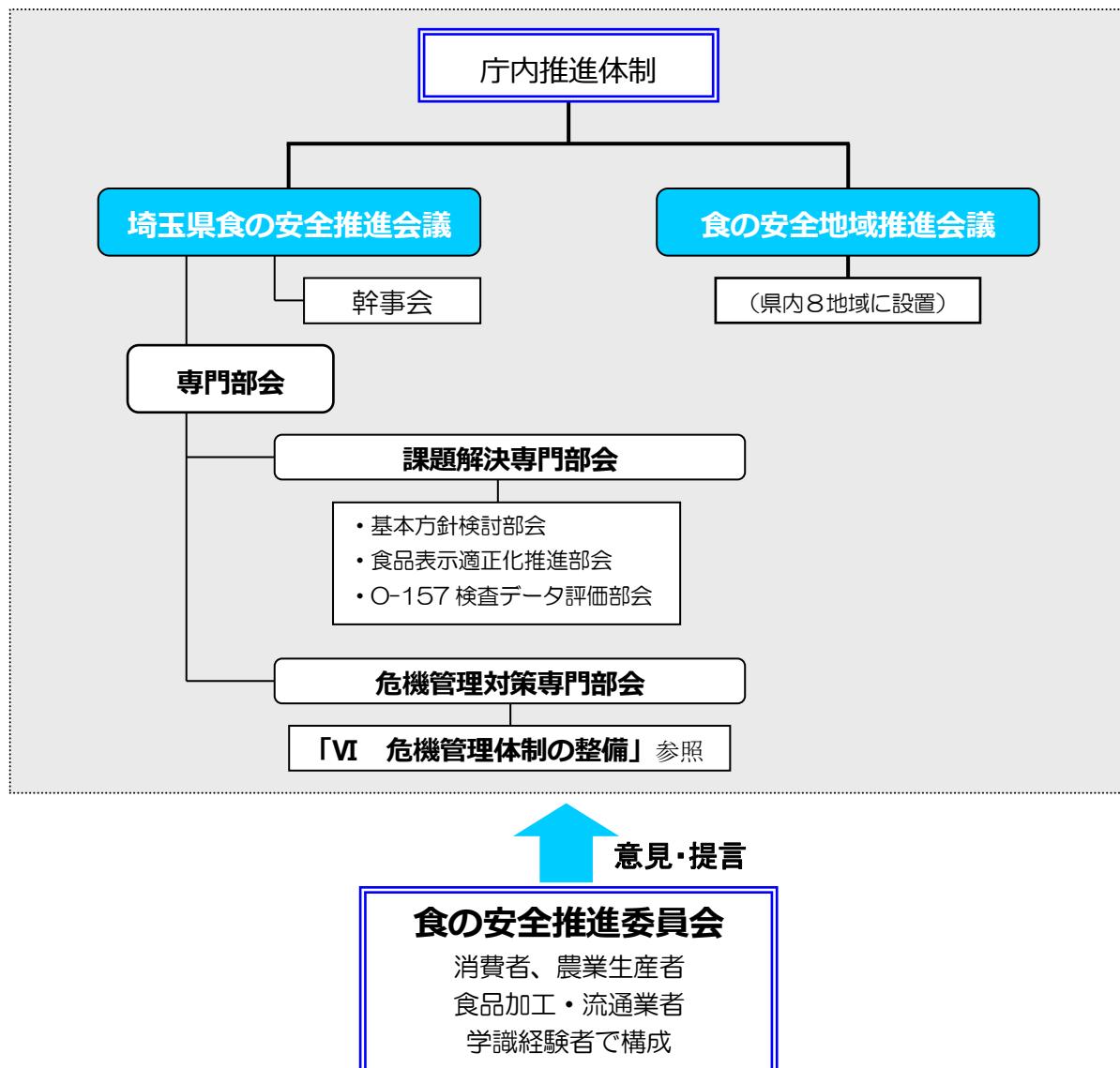
### 食の安全推進委員会

埼玉県食の安全推進委員会は、生産から消費にわたる食の安全・安心確保に関する施策の総合的な推進を図るため、埼玉県食の安全・安心条例第20条の規定に基づき設置しています。

### 庁内連携・地域連携体制

施策を総合的・効果的に推進するため、食品安全局長を議長に関係24課所で構成する「埼玉県食の安全推進会議」を設置しています。

また、地域に応じた食の安全・安心確保に関する一元的な施策の推進を図るため、県内8地域に「食の安全地域推進会議」を設置しています。



## VI 危機管理体制の整備

### 1 平常時の体制整備と緊急事態への対処

食の安全・安心の確保が損なわれる重大な事態が生じた場合、又は当該事態の生じるおそれがある場合に迅速かつ適切に対処するため、埼玉県食の安全・安心条例第15条に基づき必要な体制を整備しています。

#### (1) 平常時の危機管理体制

平常時からの危機管理体制を推進し、初動体制を遅滞なく機能させるため、埼玉県食の安全推進会議に、関係課所で構成する危機管理対策専門部会を設置しています。

危機管理対策専門部会には下記の4部会があります。

#### 危機管理対策専門部会

##### 食中毒対策部会

大規模かつ広域的に発生し疫学的に重要であると判断される食中毒等について、事件の拡大防止対策や原因究明等を行います。

##### 牛海綿状脳症（BSE）対策部会

牛海綿状脳症（BSE）が発生した場合、原因究明や風評被害の防止対策等を行います。

##### 食品健康被害情報分析部会

食品の加工・流通段階における健康被害に関する重要な問題が発生した場合に、情報の分析・評価及び対策等を検討します。

##### 家畜伝染病等防疫対策部会

食肉等の安全性に影響を及ぼす家畜伝染病等が発生した場合、効果的な対策や情報提供の方法等の検討を行います。

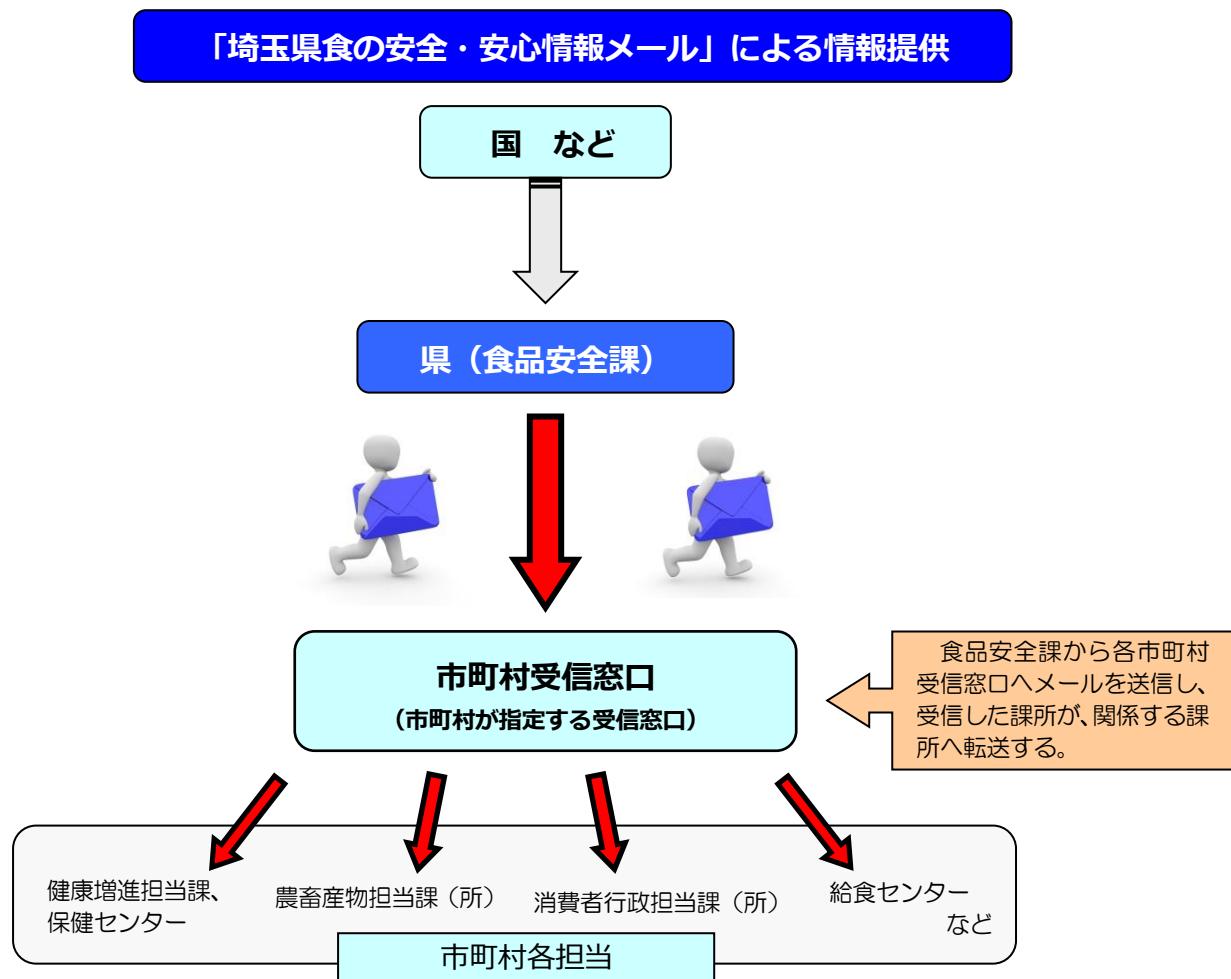
#### (2) 緊急事態への対処

食品安全についての対処方法を定めたマニュアルを作成して、緊急事態の発生に備えています。

## 2 情報の共有化と情報の提供等

平常時から食に関する安全・安心情報を市町村に提供し、情報の共有化を図るとともに、食の安全を損なうおそれがある緊急時には、迅速かつ正確に情報提供を行うため、電子メールを活用した情報伝達体制を整備しています。そのため、市町村に対して定期的に「埼玉県食の安全・安心情報メール」を発信しています。(下図参照)

また、食品関係団体及び消費者団体等と協働し、リスクコミュニケーションや情報の発信・収集などを通して、連携を強化していきます。



## 用語解説

### 索引

#### 〈A～Z〉

- ・BSE (Bovine Spongiform Encephalopathy : 牛海綿状脳症)
- ・BSEスクリーニング検査
- ・GAP (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理手法)
- ・Campylobacter (カンピロバクター) 属菌
- ・HACCP → ハサップ (HACCP)
- ・HACCP選択施設 → ハサップ (HACCP) 選択施設
- ・S-GAP

#### 〈あ 行〉

- ・遺伝子組換え食品
- ・牛海綿状脳症 → BSE

#### 〈か 行〉

- ・環境コミュニケーション
- ・高病原性鳥インフルエンザ

#### 〈さ 行〉

- ・埼玉県食の安全・安心条例
- ・彩の国ハサップガイドライン
- ・食育
- ・死亡牛 BSE 検査
- ・食品衛生検査施設等における業務管理 (食品 GLP : Good Laboratory Practice)
- ・食品衛生推進員
- ・食物アレルギー

#### 〈た 行〉

- ・地産地消
- ・鳥インフルエンザ → 高病原性鳥インフルエンザ

#### 〈な 行〉

- ・農産物スクリーニング検査

#### 〈は 行〉

- ・ハサップ (HACCP)
- ・ハサップ (HACCP) 選択施設

#### 〈や 行〉

- ・溶血性レンサ球菌

#### 〈ら 行〉

- ・リスク管理 (Risk Management)
- ・リスクコミュニケーション (Risk Communication)
- ・リスク評価 (Risk Assessment)
- ・リスク分析 (Risk Analysis)

## A～Z

### BSE (Bovine Spongiform Encephalopathy : 牛海綿状脳症)

牛の病気で、牛の脳の組織がスポンジ状になり、運動失調等の症状を示す、中枢神経系の病気です。治療法はありません。牛に存在するプリオンというたん白が異常化し脳に蓄積することが原因とされています。昭和61年に英国で初めて報告されて以来、世界で約19万頭が確認されています。我が国では平成13年、千葉県の食肉処理場で初めて確認され、平成27年7月までに36頭が確認されています。国内で生まれた牛では、平成14年1月生まれの牛が最後、発症が確認されたのは平成21年1月（平成12年8月生まれ）が最後で、これ以降は確認されていません。

### GAP (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理手法)

肥料や農薬を基準どおりに施用することや完熟したいわゆる「正しいやり方」で農業生産を行うことによって、食べる人の安全（食品安全）、働く人の安全（労働安全）、自然環境に与える影響の低減（環境保全）等を実現する取組です。

### Campylobacter（カンピロバクター）属菌

Campylobacter（カンピロバクター）属菌は、家畜や家きん、ペット、野生動物など多くの動物が持っている細菌です。カンピロバクター属菌による食中毒は近年の細菌性食中毒の中で最も発生件数が多く、その原因食品として生や加熱不足の鶏肉が疑われる事例が、2018年では全国で約90件発生しています。

## S-GAP

県内農家に農業に関連する法令・指針等を順守していただくために、平成26年度に策定した埼玉県における農業規範（「正しいやり方」を取りまとめたもの）のことです。

## あ行

### 遺伝子組換え食品

「組換えDNA技術（遺伝子の本体であるDNAに人為的な操作を加え、ある生物の遺伝子情報を別の生物のDNAに導入し、その生物に新たな性質を与える技術）」を利用してつくった農作物やこれらを加工した食品のことです。

組換えDNA技術を応用した食品は、農作物とその加工食品、組換え体そのものを食べない食品添加物など2種類に分けられます。この農作物とその加工品を一般的に遺伝子組換え食品といい、現在食品表示法では、農産物として大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤの8品目、加工食品として33食品群について、遺伝子組換えである旨の表示を義務づけています。

## か行

### 環境コミュニケーション

県民・事業者・行政が、環境に関する情報を共有し、理解を深めるために行う意見交換会です。

### 高病原性鳥インフルエンザ

国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型

インフルエンザウイルス又はH5もしくはH7亜型のA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の疾病で、鳥から鳥へ直接感染するだけではなく、水、排泄物等を介しても感染し、死亡率が高い家きん伝染病です。生きた鳥との濃厚な接触で人に感染した例が報告されていますが、食品(鶏肉、鶏卵)を食べることで、インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

## さ行

### 埼玉県食の安全・安心条例

食の安全・安心の確保に関する県の取組や基本姿勢を明らかにするとともに、県、事業者及び県民の責務、役割、事業取組を規定し、関係者相互の信頼関係の下に推進する枠組みを定めた基本条例で、平成16年9月1日に施行されました。

県民の意見交換の促進、施策の提案制度などの「県民参画の充実」、生産者・加工・流通業者の自主的な取組を促進する「安全・安心を一層高める事業取組」、食品の安全性や食に関する地域の歴史や文化などについて幅広く食育を進める「食育等による知識の普及啓発」を3つの特色としています。

### 彩の国ハサップガイドライン

HACCPシステムの衛生管理方法を県内の食品関係営業者が取り入れやすいよう、県独自に作成した衛生管理指針です。

### 死亡牛BSE検査

BSE※の感染原因の究明等を目的に、牛海綿状脳症※特別対策措置法に基づき、農場で死亡した96か月齢以上の牛及び48か月齢以上の起立不能牛について、全国の家畜保健衛生所等において実施されています。

## 食育

現在および将来にわたり、健康で文化的な国民の生活や豊かで活力のある社会を実現するため、様々な経験を通じて、国民が食の安全性や栄養、食文化などの「食」に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

平成17年7月15日に施行された食育基本法では、「生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきもの」、「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置付けています。

### 食品衛生検査施設等における業務管理（食品 GLP： Good Laboratory Practice）

食品衛生法では食品衛生上の危害の発生を防止する必要があると認めた場合、検査のために食品を収去(食品衛生監視員が販売店等から食品を無償で採取すること)することができます。この検査結果に基づいて営業者の権利を制限する行政処分を行うので、検査内容及びその結果は十分信頼できるものでなくではありません。

このため、実施する食品の理化学的検査、微生物学的検査及び動物を用いる検査を適正に行うための実施手順をそれぞれ定めるとともに、実施した検査の信頼性のチェックを検査に関わらない第三者(検査区分責任者・検査部門責任者・信頼性確保部門責任者)が行います。このように、食品衛生検査の信頼性を客観的、科学的に保証するための業務管理のことをいいます。

## **食品衛生推進員**

食品衛生法に基づき、食中毒の発生防止及び食品衛生の維持向上に関する民間リーダーの設置の必要性から、食品営業者の自主的な活動を促進するために設けられた制度です。知事が営業者等の中から委嘱し、営業者への支援活動の協力依頼をするものです。

## **食物アレルギー**

食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物を抗原とした免疫学的防御反応によるものを食物アレルギーと呼んでいます。免疫学的な防御反応とは、体の中に異物(抗原)が入ってくるとこれに対して防衛しようとする働きにより抗体がつくられ、異物(抗原)に対する抵抗性を獲得する反応です。アレルギー体质の人では、ある物質に過敏に反応して、血圧低下、呼吸困難又は意識障害など、様々な症状が引き起こされます。

食品衛生法では、アレルギー物質として表示を義務づけているものが7品目(卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに)、指導により表示を推奨されているものが20品目(いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、バナナ、やまいも、カシューナッツ、もも、ごま、さば、さけ、いか、鶏肉、りんご、まつたけ、あわび、オレンジ、牛肉、ゼラチン、豚肉)あります。

た行

## **地産地消**

「地域で生産された農林産物を地域で消費する」、さらに「地域で必要とする農林産物は地域で生産する」という意味で使われています。地産地消は、消費者の食に対する安全安心志向の高まりを背景に、消費者、生産者、加工・流通・販売業者などの相互理解を深める取組として期待されています。埼玉県では、「近いがうまい埼玉産」をスローガンに取り組んでいます。

な行

## **農産物スクリーニング検査**

国が定めた残留農薬検査(公定検査)では1品目当たり1kg以上の検体が必要ですが、農産物直売所では少量多品目での販売がされている場合が多く、葉物野菜などは必ずしも十分に行えていない状況であったため、検査に用いる量を1kg(1,000g)ではなく100gとした検査を行うものです。

は行

## **ハサップ (HACCP)**

HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point:危害分析・重要管理点方式)

従来の最終製品の抜取検査による衛生管理ではなく、食品の製造における重要な工程を連続して監視することで、一つひとつの製品の安全性を保証しようとする国際標準の衛生管理手法です。

## **ハサップ (HACCP) 選択施設**

食品営業者が実施すべき衛生管理の基準によりHACCP導入型基準を選択、衛生管理を実施する施設です。

ら行

### **リスク管理（Risk Management）**

リスク評価※の結果をふまえ、技術的な実行可能性、費用対効果、住民感情など様々な事情を考慮し、リスクを低減するための適切な政策や措置（規格や基準の設定など）を決定実施することです。

### **リスクコミュニケーション（Risk Communication）**

リスク分析※の全過程において、リスク管理※機関、リスク評価※機関、消費者、生産者、事業者、流通、小売りなどの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換することです。

### **リスク評価（Risk Assessment）**

人間が食品中の危害要因（微生物、化学物質等）を摂取することによって、どのくらいの確率でどの程度の健康への悪影響が生じるのかを科学的に評価することです。

### **リスク分析（Risk Analysis）**

食品中の危害要因を摂取することによって人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、又はそのリスクを低減するための考え方です。リスク管理※、リスク評価※及びリスクコミュニケーション※の3つの要素からなっており、これらが相互に作用し合うことによって、よりよい成果が得られます。

## 食の安全・安心に関する相談等窓口

○県が進める食の安全・安心に係る施策についてのご意見やご提案

(土・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く8：30～17：15)

### ●食品安全課

電話 048-830-3425

FAX 048-830-4807

電子メール a3420@pref.saitama.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0708/>

kobaton



○食品表示なんでもダイヤル（電話）

(土・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く8：30～17：15)

### ●農産物安全課 048-830-4110

### ●農林振興センター

さいたま 048-822-2492  
東松山 0493-23-8532  
本庄 0495-22-6156  
加須 0480-62-1474

川越 049-242-1808  
秩父 0494-24-7211  
大里 048-523-2812  
春日部 048-737-2134

○消費生活支援センター（電話）

(土・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く9：00～16：00)

### ●消費生活支援センター

川口※ 048-261-0999  
春日部 048-734-0999

川越 049-247-0888  
熊谷 048-524-0999

※川口は土曜日も受け付けています。

○その他の機関（電話）

(土・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く8：30～17：15)

### ●保健所

南部 048-262-6111  
朝霞 048-461-0468  
春日部 048-737-2133  
草加 048-925-1551  
鴻巣 048-541-0249  
東松山 0493-22-0280  
坂戸 049-283-7815

狭山 04-2954-6212  
加須 0480-61-1216  
幸手 0480-42-1101  
熊谷 048-523-2811  
本庄 0495-22-6481  
秩父 0494-22-3824

### ●家畜保健衛生所

中央 048-663-3071  
熊谷 048-521-1274

川越 049-225-4141

令和元年度  
**埼玉県食の安全・安心  
アクションプラン**

埼玉県保健医療部食品安全課  
電話 048-830-3425  
FAX 048-830-4807  
E-mail a3420@pref.saitama.lg.jp

令和元年6月



埼玉県マスコット  
「コバトン＆さいたまっち」